



老朽危険家屋の解体費用の助成

市民の皆さんの安全な生活環境や、まちの良好な景観を維持するために、老朽化して危険性の高い家屋を解体する費用を助成します（予算の範囲内）。



対象となる建物

周辺の住環境に悪影響を与え、放置されている木造または軽量鉄骨造の建築物。隣接地に与える影響や破損の程度などについて事前に判定を行い、基準を満たしているもの。

※既に工事の契約や着工しているものを除きます。

対象者（以下 3 つの要件を満たすもの）

- ・建物の所有者、または相続関係者
- ・市内の工事施工者が解体工事を行うもの
- ・市税に滞納がない者

助成金額

解体費用の 2 分の 1 (上限: 50 万円)

募集件数 先着順 10 件程度



危険なブロック塀等の撤去費の補助

地震等により倒壊したブロック塀等が、人命に危険を及ぼしたり、緊急車両の通行を妨げたりすることを防ぐため、危険なブロック塀等の撤去費用を補助します（予算の範囲内）。



※ブロック塀等とは、補強コンクリートブロック造、組積造（石造、れんが造、コンクリートブロック造等）による塀のことです。

対象となるブロック塀等

市耐震改修促進計画に定める避難路（国・県・市道や通学路）に面する高さ 1 メートル以上のブロック塀等で、ひび割れまたは傾きが認められる等、特に危険な状態にあるもの。

※現地調査を行い、市で定める「ブロック塀等の診断カルテ」で基準を満たしているものに限る。

※既に工事の契約や着工をしているものは補助の対象になりません。

対象者（以下 3 つの要件を満たすもの）

- ・ブロック塀等の所有者または相続関係者
- ・市内の工事施工者が撤去工事を行うもの
- ・市税に滞納がない者

補助金額

撤去費用の 2 分の 1 (上限 10 万 9 千円)

募集件数 先着順 6 件程度